

写

令和5年第11回総会

会議録

期 日 令和5年10月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第11回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年10月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 3	農地法第3条許可申請について
4	5 4	農地法第5条許可申請について
5	5 5	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達 範隆	農業委員
	2番	今給黎 龍浪	農業委員
	3番	水野 正子	農業委員
	4番	篠原 正	農業委員
	5番	畑野 真人	農業委員
	6番	園田 和寛	農業委員
	7番	原田 克子	農業委員
	9番	白澤 千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田 広昭	農業委員
	11番	中原 敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

8番 眞茅 文男 農業委員

14番 白澤 敦行 地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江 靖博
農地係長 前原 光博
農地係参事補 新屋 敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

眞茅委員・白澤推進委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 5 第 11 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。10 番俵積田広昭委員、11 番中原委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第 2 号議案第 5 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 45 号から 49 号までの合意解約は、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 3 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 4 名で解約面積は畑が 5 筆 8,248 m² 合計 5 筆 8,248 m² です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 45 号から 49 号の 5 件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号32号の申請地は、

木原町〇〇番，畑，171 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，船員，53歳，岩戸町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，71歳，木原町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は下木原建設より南側約〇〇mに位置します。

整理番号33号の申請地は、

大塚中町〇〇番，畑，755 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，82歳，立神本町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，65歳，大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は春日鉦山より東側約〇〇mに位置します。

整理番号34号の申請地は、

白沢北町〇〇番，畑，809 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，64歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，35歳，白沢西町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については8ページに掲載してあります。

申請地はウエルフェア九州病院より東側約〇〇mに位置します。

以上で説明を終わります。

議長

次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号32号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号32号について報告いたします。

10月6日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は10年前から譲受人が管理していた畑です。譲渡人は岩戸町に居住する船員です。位置関係は事務局の通りです。申請地の東側は甘藷畑，北側は保全管理された畑，西側南側は公衆用道路となっています。取得後は果樹を栽培するとの事です。本件の権利取得後により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ問題の無い申請では無いかと思われます。以上で報告を終わります。

議長

整理番号33号について、園田委員をお願いします。

6番（園田委員）整理番号33号について報告いたします。

10月6日に譲受人，〇〇〇〇さんの妻，〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は申請地の位置する地区の新規農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、農振地域内で、東側は集落道路を挟んで畑、西側は譲受人所有の太陽光発電施設、北側も市道を挟んで太陽光発電施設、南側の登記地目は畑ですが、山林化された非農地です。

現在、10箇月ほど前から、申請地で花と果樹を栽培しており、取得後も引き続き栽培する計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

以上報告を終わります。

議長 整理番号34号について、白澤千恵子委員お願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号34号について報告いたします。

10月10日譲受人〇〇〇〇さんの立会のもと現地確認を行いました。

譲受人は西白沢集落に居住し、ネギを栽培しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は保全管理された畑です。東側は畑と原野、西側は公衆用道路、南側は譲受人の自宅で宅地、北側は畑です。取得後はネギを栽培するとの事です。本件の権利取得後により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ問題の無い申請では無いかと思われま

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（畑野委員）整理番号33号について、おたずねします。

新規の農業者が今回出てきましたけど、755㎡ということで、これが新規就農者として表現するのはどうなのかということと、それとまた周辺が譲受人の太陽光発電施設がたくさんありますけども、今後その転用の可能性はないのかとそこもお聞きしたいです。

6番（園田委員）ただ今の質問に対して回答いたします。

相手方の要望ということで、譲渡人の〇〇さんが高齢で82歳ということでありまして、どうしても自身で利用する土地でもないの、今回買ってくださいということで依頼されて、隣接する太陽光もあるし、今後その荒廃する懸念も考えられたので、自身の持つ太陽光施設に悪影響を及ぼす懸念があるということで、購入を決めたということでありました。

価格も、畝当たり5万程度で総額35万という価格でしたので、家庭菜園なり果樹を栽培して、販売するとかそういう考えはないんですけど、そういうことで購入を考えたということでもあります。

そして、これから今後転用の可能性はないのかという質問に対しては、とりあえず今後そういう増設ということは考えていないということ、今現在太陽光施設の周りはフェンスで囲ってありまして、隣だから購入を考えたということです。

もうひとつ、新規就農者ということで申請はあがってるんですけど、以前家族で養鶏を営んでらっしゃいまして、太陽光施設は養鶏の鶏舎の跡地ということで土地利用を決めて、融資を受けて建設というような流れでありまして、廃業してから 20 年近くなりますかね、農業経験は畑作ではないですけども畜産の経営をずっとされてたということでもあります。

そういうことで説明を終わります。

2 番（今給黎委員）〇〇さんは今何の仕事をしてるんですか。

6 番（園田委員）仕事は本人はビニールハウスの補修関係、張替とか解体とか補修とか、そういう仕事をフリーランスというか、そんなかんじでやってるみたいです。奥さんが菊農家。

跡地は草花を植えたりとか果樹を栽培したりとかそういうふうにしてるみたいです。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 3 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 3 2 号から 3 4 号については、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 3 号は、許可することに決定いたしました。

次に、日程第 4 号農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件で、所有権の移転に関する申請が 2 件です。

整理番号 1 5 号の申請地は岩崎町〇〇番、畑、233 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいであるが、申請地を購入して一般住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、11 ページに掲載してあります。

枕崎高校より北側約〇〇mに位置します。

申請地は第 1 種農地と判断されますが、申請地より概ね 50mの接続距離で岩崎集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われま

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 233 m²で問題のないものと思われます。

建物の高さは 5m の平屋建て、境界より 1.0m 控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号 16 号の申請地は明和町〇〇番、畑、166 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

申請事由は、「現在、借家住まいであるが、申請地を購入して一般住宅を建築するため。」とのこと。

申請地は、13 ページに掲載してあります。

小江平ドライより南東側約〇〇m に位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 166 m²で問題のないものと思われます。

建物の高さは 6.9m の 2 階建て、境界より 2.3m 控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号 15 号から 16 号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 15 号について、原田委員をお願いします。

7 番（原田委員）整理番号 15 号について報告をします

10 月 17 日に、白澤千恵子農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと、〇〇行政書士の立会のもと現地調査をしました。

申請地は、事務局の説明の通りです。

申請地の東側は宅地、南側は道路を挟んで宅地、西側は道路、北側は不耕作の畑です。

境界には、ブロック積みもされておりました。

生活排水は合併浄化槽、雨水は西側の側溝へ排水する計画です。

その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号 16 号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9 番（白澤千恵子委員）整理番号 16 号について報告をします

10 月 17 日に、原田農業委員、白澤敦行推進委員、事務局の新屋敷さんと、〇〇行政書士の立会のもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地の東側と北側は宅地，南側は菜園畑，西側は市道です。
境界の東側と北側は宅地のコンクリート塀，南側と西側はブロック積みが施されています。
申請地は道路より高くなっておりますが，入り口をスロープにして利用します。
生活排水は合併浄化槽，雨水は西側の側溝へ排水する計画です。
その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号15号並びに16号の2件については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第54号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第5号議案第55号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが，14ページをご覧ください。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号136号から149号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外13名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外15名で設定面積は，田が2筆1,157㎡畑が10筆9,662㎡樹園地が9筆12,905㎡合計21筆で23,724㎡です。

次に3の所有権移転関係が2件です。15ページをご覧ください。

整理番号4号，譲渡人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は大塚中町にお住まいの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で，売買価格は1a当たり10万円で移転する土地は1筆で面積は900㎡です。

次に，整理番号5号，譲渡人は山口県にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は白沢西町にお住まいの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。

以上の内容は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号136-1号から149号まで、所有権移転の整理番号4号並びに5号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第55号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 2 5 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 俵積田 広 昭

会議録署名委員 中 原 敬 彦